## 別紙5 野菜

### 第1 趣旨

野菜については、人口減少の影響等により国内の消費量は減少傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外食等の消費が大幅に減少する等の影響が生じている。

一方で、世界の食料需要は増加する見込みであるものの、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準値等に適合しない野菜は輸出することができないため、輸出拡大の機会を逃している。

このような中、我が国の野菜の国際競争力の強化並びに産地の維持及び発展を図るためには、海外の規制に対応するとともに、海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)の野菜を継続的に生産することができる体制を構築することにより、マーケットインの発想を持って輸出先国のニーズに合わせた野菜の生産拡大を行う産地の育成が急務となっている。

このため、海外市場の需要に対応した生産体制の強化に取り組む産地の先導的な取組に必要な経費について補助を行うものとする。

## 第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の要件を満たす者とする。

- 1 以下に掲げる団体であって、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有 すること。
- (1) 農業協同組合連合会
- (2)農業協同組合
- (3) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項 に規定する事業を行う法人をいう。)
- (4)農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法第2条第3項に規定する法人をいう。)
- (5)特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)
- (6) 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての 規約の定めがあるものをいう。)
- 2 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間 150 日 以上)をいう。)が5名以上であること。
- 3 GFPコミュニティサイトに登録していること。

## 第3 事業内容、補助対象経費、補助率等

1 事業の取組内容

事業実施主体は、輸出向けの品目・品種等への転換に必要となる以下の(1)~(3)の取組を実施することができるものとする。

ただし、(1)を必須の取組とし、これに併せて(2)又は(3)の取組を行わなければならないものとする。

(1) 産地の合意形成の取組

栽培・販売方法等についての検討会、先進地調査、実需者や専門家との意見交換等の取組

(2) 技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組

輸出先国の植物検疫への対応や海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)での生産等を行うため、新たに必要となる技術導入に要する生産資材・機器等の導入等の取組

(3) 農業機械のリース方式による導入の取組

輸出先国の植物検疫への対応や海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)での生産等を行うため、新たに必要となる農業機械のリース方式による導入の取組

2 事業対象品目

本事業の対象とする品目は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1)輸出向けに出荷することを目的として生産される野菜であること。
- (2) 海外市場においてニーズがある品目・品種等であること。
- 3 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙5別表の費目ごとに整理するとともに、他の 事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

(1) 産地の合意形成の取組

1の(1)に係る経費のうち、会場借料、調査等旅費、謝金、消耗品費等とする。

(2)技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組

1の(2)に係る経費のうち、備品費、借上費(パイプハウスのパイプや生育 予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。)とする。

(3) 農業機械のリース方式による導入の取組

1の(3)に係る経費のうち、借上費とする。

- (4) 次に掲げる経費は補助対象としない。
  - ア 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組
  - イ 輸出向けの品目・品種等への転換等を主目的としない取組
  - ウ 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん
  - エ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告
- 4 補助率

- (1) 本事業の補助率は、1の(1)の取組は定額、1の(2)及び(3)の取組は 1/2以内とする。
- (2) 1事業計画当たりの補助限度額は5千万円とする。
- 5 補助要件
- (1) 海外市場においてニーズがある野菜の品目・品種等に転換すること。
- (2) 対象品目における輸出向けの出荷先となる実需者は、直近3年間において農産物又は農産物を利用した加工食品の輸出実績がある者であること。ただし、事業実施主体が自ら輸出を行う場合は、直近3年間において事業実施主体に対象品目又は対象品目を利用した加工食品の輸出実績があること。
- (3) 目標年度以降も、継続して輸出を行う見込みがあること。
- (4) 事業実施期間中に、天災その他事業実施主体の責によらない事由により事業対象品目の輸出を行うことが困難となった場合は、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

# 第4 成果目標及び目標年度の設定

本事業の成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

目標年度までに、対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5%以上増加させること。

ただし、事業実施前に対象品目における輸出実績がない場合は、対象品目の総 出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を3%以上とすること。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 第5 事業の実施手続

- 1 事業実施計画の作成等
- (1) 事業実施主体は、別記様式第2-3-1号により事業実施計画を作成し、地方 農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 地方農政局長等は、事業実体計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、その内容が適切であると認められる場合には、予算の範囲内でこれを承認するとともに、事業実施計画を提出した申請者に承認又は不承認の結果を通知するものとする。
- (3) 農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画は、地方農政局長等の承認を得たものと見なすことができる。
- 2 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、実施要綱及び本要領に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる重要な変更に該当する場合には、1に準じた手続を行うもの とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増
- (3) 事業費又は国庫補助金等の3割を超える減
- (4) 成果目標の変更
- (5) 特に必要と認められる重要な変更
- 3 事業の着手
- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2-3-2号により、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第5 の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由 等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着 手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるよう にするものとする。

### 第6 点検評価等

- 1 事業実施状況の報告
- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別記様式第2-3-3号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1) の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進 捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・ 助言を行うものとする。
- 2 事業の評価
- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別記様式第2-3-4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成される検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、農産局長に対し、(2) の検討会開催後速やかに評価結果を別記様式第2-3-5号により報告するものとする。
- (4) 農産局長は、(3) により報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(4) により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、(2) の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと 判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指 導を行い、別記様式第2-3-6号により速やかに改善計画を提出させるものと する。

ただし、以下に該当する場合は、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。 ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

- イ 社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている 場合
- (7) (6) の改善計画に基づく取組の再評価については、(1) から(5) までに 準じて行うものとする。
- (8) 地方農政局長等は、(4) により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。
- 3 事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施時に必要な事項に関する調査を関係都道府県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表できるものとする。

## 第7 その他

- 1 技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組に関する留意事項
- (1) 生産資材・機器等の導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に 必要な生産資材・機器等の規模に基づいて決定することができるものとする。
- (2) 毎年度必要となる生産資材の導入に係る経費は助成対象としない。
- (3) 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合は、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合は、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入すること。
- 2 農業機械のリース方式による導入の取組に関する留意事項

- (1)農業機械のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。
- (2) 農業機械のリース料助成金の額は、対象機械ごとに次のア及びイの算式により 計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して 得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額=リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

イ リース料助成額=(リース物件価格-残存価格)×1/2以内

- (3) 事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。
- (4)対象機械の範囲

導入する農業機械は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。 ただし、次に掲げる機械は導入することができないものとする。

アトラクター

- イ 農業以外の用途への汎用性の高いもの(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックフォー、パソコン等)
- ウ 中古の機械
- エ 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械
- (5) 利用条件
  - ア 事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業機械を 継続利用する場合は、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定 するものとする。
  - イ 本事業で助成の対象となる農業機械のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。
  - ウ 導入する農業機械は、動産総合保険等の保険(盗難補償を必須とする。) に加入することが確実に見込まれるものとする。
- (6) リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約(機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員(以下「事業実施主体等」という。)と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。)の2者間で

締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる 要件を満たすものとする。

ア リース事業者及びリース料が(7)により決定されたものであること。

- イ リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数。以下同じ。) 以内であること。
- ウ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定 がないものであること。
- (7) リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

- ア 本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者(以下「機械等納入事業者」という。)を決定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
- イ 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業 について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札 によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
- (8) 助成金の支払申請に係る書類
  - ア 事業実施主体は、(7)の入札結果及びリース契約に基づき農業機械を導入する場合は、地方農政局長等に対し助成金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
  - イ 地方農政局長等は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、2の(2) に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主 体にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を 指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(9) スマート農機(自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等)、IoT 機器(環境制御施設、遠隔潅水管理システム等)等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

### 3 管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、別の者に使用させる場合には、事前に地方農政局長等の承認を受けるものとする。

別紙5別表(補助対象経費)

別紙 5 別表			No1 - 1
費目	細目	内容	注意点
備品費	秋山 日	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及 び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。) やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な 業務を目的として、事業実施主 体等が雇用した者に対して支払 う実働に応じた対価(日給又は 時間給)及び通勤に要する交通 費並びに雇用に伴う社会保険料 等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料 通信·運搬 費	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・事業実施主体等が会議室を所有 している場合は、事業実施主体等 の会議室を優先的に使用するこ と。 ・切手は物品受払簿で管理するこ と。 ・電話等の通信費については、基 本料を除く。
	借上費 印刷製本	<ul><li>事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械等の借り上げ経費</li><li>事業を実施するために直接必要</li></ul>	

	費	な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要 な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般 に定期購読されているものを除 く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要 な試作品の開発や試験等に必 要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内) 又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要 な会議の出席、技術指導等を行 うための旅費として、依頼した 専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要 な事業実施主体等が行う資料収 集、各種調査・検証、会議、打 合せ、技術指導、研修会、成果 発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体等の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を

			成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要 かつ、それだけでは本事業の成 果とは成り得ない分析、試験、 実証、検証、調査、制作、加工、 改良、通訳、翻訳、施工等を専 ら行う経費	
雑役務費	手数料 租税公課	・事業を実施するために直接必要 な謝金等の振り込み手数料 ・事業を実施するために直接必要	
	(ALATA) 不	な委託の契約書に貼付する印紙 に係る経費	

- 注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。
- 注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。
  - ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
  - ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合
- 注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。
  - ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
  - ・ 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
  - ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目 的とした宣伝・広告